

# 2018年度豊前市貸切バス利用団体助成事業実施要綱

## 1. 目的

豊前市の認知度向上、市内の観光資源活用及び利用促進、団体旅行客の誘致及びニーズ調査を目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 概要

貸切バスを利用し、別表に定める豊前市内の観光関連施設やイベントを周遊する団体に対して、そのバス代金の一部を助成する。

### (2) 事業主体

豊前市観光協会（以下「協会」という。）

### (3) 実施期間

2018年7月1日（日）出発分から2019年3月31日（日）帰着分までとする。  
ただし、交付申請額が本事業の予算額に達した時点で助成事業は終了とする。

### (4) 助成対象者

貸切バス（緑ナンバーに限る）を利用して、別表に定める豊前市内の観光関連施設やイベントなどを周遊する団体であって、以下の条件を満たすものとする。

- ①バス1台あたりの参加人員が15名以上であること（乗務員・添乗員を除く）。
- ②豊前市外の団体であり、豊前市内における行程が同一行動であること。
- ③次の各号の何れかに該当すること。

ア) 宿泊：豊前市内の宿泊施設に宿泊し、当日若しくは翌日に1か所以上の観覧・立寄り利用

イ) 日帰り：豊前市内の観光関連施設又はイベントを2か所以上観覧・立寄り利用し合計3時間以上の滞在

- ④国や地方公共団体、その他これらに準ずる団体が主催または共催する会議や視察、学校行事（修学旅行、校外学習、宿泊研修など）ではないこと。
- ⑤特定の政治・宗教活動を目的とした団体ではないこと。
- ⑥日本国内の団体で、2019年4月10日（水）までに請求手続きが可能なこと。
- ⑦豊前市観光に関するアンケート調査の回答を提出すること。

### (5) 助成金額

- ①貸切バス1台当たりの助成金額は以下のとおりとする。

ア) 宿泊：20,000円

イ) 日帰り：10,000円

- ②豊前市外で宿泊し、豊前市観光が1日の場合は日帰りとして取り扱う。
- ③同一施設で観覧・立ち寄りと食事をした場合、何れか一つとして取り扱う。

### 3. 諸手続き

#### (1) 申し込み

- ①助成を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、旅行の14日前までに「豊前市貸切バス利用団体助成金交付申請書（様式第1号）」により、申し込みを行うものとする。その際、訪問予定施設等が明記された行程表を添付すること。
- ②訪問予定施設等については、必ず事前に予約若しくは連絡をし、手配が完了した段階で申し込むこと（仮押さえ段階では受け付けません）。
- ③協会会長は、提出された交付申請書が適正であると認めたときは、「豊前市貸切バス利用団体助成金交付決定通知書（様式第2号）」により申請者に通知する。
- ④申請者は、協会が別に発行する利用確認書を旅行当日必ず持参し、訪問予定施設で確認印を受領すること。

#### (2) 申請の変更・中止

- ①申し込みが完了した後に申請内容の変更や旅行催行の中止が発生した場合、申請者は、速やかに「豊前市貸切バス利用団体助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）」を提出すること。その際、申請者が責任をもって各施設へ手配内容の変更や取り消し手続きを行うこと。

#### (3) 実施報告書及び助成金の請求

- ①申請者は、旅行終了後14日以内に「豊前市貸切バス利用団体助成金実施報告書兼請求書（様式第4号）」を提出するものとする。
- ②上記の提出に際して、バス代金の支払いを証明するもの（領収証や船車券など）のコピー、利用した各施設が押印した利用確認書、アンケートの回答を添付すること。

#### (4) 決定通知及び助成金支払い

- ①協会会長は、提出された実施報告書兼請求書が適正であると認めたときは、それに基づき支払い金額等を「豊前市貸切バス利用団体助成金額確定通知書（様式第5号）」により申請者に通知するとともに、その支払いを行う。

#### (5) 決定の取り消し、助成金の返還

- ①協会会長は、申請者が次に各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金交付の決定を取り消すことができる。その場合は、「豊前市貸切バス利用団体助成金交付決定取消通知書（様式第6号）」により申請者へ通知するものとする。
  - ア) 本要綱に違反したとき
  - イ) 虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
  - ウ) 法令又はこれらに基づく命令に違反したとき
- ②協会会長は、助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。その際に発生する事務手数料及び支給日からの金利は申請者が負担する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

## 【別表】

## 豊前市貸切バス利用団体助成事業 対象施設・イベント

## 【宿泊】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
ホテル築上館	(0979) 82-2295	会員施設
割烹旅館 宇島夕湯	(0979) 82-1231	会員施設
くぼて温泉 ト仙の郷	(0979) 84-5000	会員施設・市指定管理施設
岩屋グリーンツーリズム研究会 (農家民泊)	(0979) 88-2002	会員施設
四季の山荘「求菩提」 (求菩提キャンプ場)	(0979) 88-3063	会員施設・市指定管理施設
その他会長が認める施設		

## 【食事】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
ホテル築上館	(0979) 82-2295	会員施設
割烹旅館 宇島夕湯	(0979) 82-1231	会員施設
くぼて温泉 ト仙の郷	(0979) 84-5000	会員施設・市指定管理施設
ザ・カクテル・エムズ	(0979) 82-4235	会員施設
スナック ポワゾン	(0979) 83-3377	会員施設
鳥井畑女性グループもんぺ	(090) 5293-6511	会員施設 弁当のみ
鮪処 永しん	(0979) 83-2241	会員施設
本格焼鳥 黒のれん	(0979) 82-8488	会員施設
博多もつ鍋 時代屋	(0979) 82-1008	会員施設
四季の味 麻以虎	(0979) 82-1310	会員施設
道の駅豊前おこしかけ (屋台村各店舗)	(0979) 84-0544	会員施設・市指定管理施設
うみてらす豊前 (豊築丸の浜焼き小屋)	(0979) 64-6717	会員施設・市指定管理施設 冬季のみ
枝川内区 (岩屋活性化センター)	(0979) 88-2002	会員施設 弁当のみ
その他会長が認める施設		

## 【買い物】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
J A 豊前ふれあい市場	(0979) 82-8783	会員施設
道の駅豊前おこしかけ	(0979) 84-0544	会員施設・市指定管理施設
うみてらす豊前 (豊築漁協直売所「四季旬海」)	(0979) 64-6717	会員施設・市指定管理施設
くぼて温泉 ト仙の郷	(0979) 84-5000	会員施設・市指定管理施設
恵光園 (まきばまーと)	(0979) 82-2676	会員施設
その他会長が認める施設		

## 【観覧】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
求菩提資料館	(0979) 88-3203	県施設
豊前市立埋蔵文化財センター	(0979) 82-5287	市施設
豊前市立多目的文化交流センター (京築神楽伝統文化会館)	(0979) 53-9535	市施設
大富神社	(0979) 82-1111	会員関連施設
千手観音	(0979) 82-2368	会員関連施設
水神社 (畑冷泉)・どんど焼	(0979) 82-0976	会員関連施設
天地山公園	(0979) 82-1111	市施設
静豊園 (河津桜他)	(0979) 82-2561	会員施設
豊前フルーツランド	(0979) 83-4622	会員施設
枝川内あじさい祭り	(0979) 88-2002	会員関連イベント
みなと祭り花火大会	(0979) 82-1111	市関連イベント
カラス天狗祭り	(0979) 82-1111	市関連イベント
合河ゆず祭り	(0979) 82-1111	市関連イベント
その他会長が認める施設・イベント		

## 【温（冷）泉】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
豊前温泉 天狗の湯	(0979) 82-1094	会員施設・市指定管理施設
くぼて温泉 ト仙の郷	(0979) 84-5000	会員施設・市指定管理施設
畑冷泉館	(0979) 82-0976	会員施設・市指定管理施設 夏季のみ
夕湯の里	(0979) 83-3917	市指定管理施設
その他会長が認める施設		

## 【体験】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
大分製紙 豊前工場	(0979) 83-2101	会員施設
豊前フルーツランド	(0979) 83-4622	会員施設
森の学校	(0979) 84-8155	会員施設
浦野醤油醸造元	(0979) 83-2326	会員関連施設
その他会長が認める施設		

## 【その他】

(順不同)

施設名	連絡先	備考
史跡ガイドボランティア	(0979) 88-3203	
森林セラピー	(0979) 82-1111	
その他会長が認める施設・イベント		